

消費税の転嫁・表示カルテル等に関するQ & A

(公社) 全日本トラック協会

◎カルテルについて

Q 1. カルテルとはどのようなものですか。

◎消費税転嫁・表示カルテルについて

Q 2. 転嫁・表示カルテルはどのようなものですか。どのような行為ができますか。

Q 3. カルテルを届け出てもできない行為はありますか。

Q 4. カルテル行為はどの範囲で実施することができますか。

◎転嫁カルテルについて

Q 5. 転嫁カルテルの各項目はどのような意味ですか。

Q 6. 転嫁カルテルを届け出ることにより可能となる具体的行為はどのようなことがありますか。

◎表示カルテルについて

Q 7. 表示カルテルの各項目はどのような意味ですか。

Q 8. 表示カルテルを届け出ることにより可能となる具体的行為はどのようなことがありますか。

◎平成26年4月1日前後の取引に係る適用税率の考え方について

Q 9. 平成26年4月1日前後の取引における適用税率はどのようにになりますか。

◎カルテルについて

Q 1. カルテルとはどのようなものですか。

→カルテルとは、事業者が他の事業者と共同して価格や生産計画等を決定することで、市場における競争を制限する行動であり、独占禁止法により禁止されています。

◎消費税転嫁・表示カルテルについて

Q 2. 転嫁・表示カルテルはどのようなものですか。どのような行為ができますか。

→消費税の引上げに際しては、消費税転嫁対策特措法により、中小事業者等が増税分を価格に円滑かつ適正に転嫁するための措置として、転嫁カルテル、表示カルテルが事前の公取への届出により独占禁止法の適用除外となります。転嫁カルテ

ルにおいては、各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せすることを、業者間で取り決めること等ができます。表示カルテルにおいては、税率引き上げの際に税額の表示方法を業者間で取り決めること等ができます。

Q 3. カルテルを届け出てもできない行為はありますか。

→消費税転嫁対策特措法による転嫁カルテル、表示カルテル以外のカルテルはどのような行為も認められていません（例：税込価格や本体価格（税抜価格）のカルテル）。例えば、荷主出入りの複数の事業者が増税分（3%）をそれぞれの税込運賃に上乗せ要請するのは問題ありませんが、同じ席で燃料価格が○%上昇したため△%のサーチャージを別途頂戴したい（運賃を上乗せしていただきたい）等の共同要請を行うことは価格カルテルにあたり、独占禁止法違反となります。

Q 4. カルテル行為はどの範囲で実施することができますか。

→全ト協が、都道府県ト協も一括して届出を行ったので、全ト協、都道府県ト協連名、あるいは都道府県ト協、会員事業者連名、さらには複数の会員事業者連名で実施することができます。なお、非会員事業者はカルテルを実施することができませんので、例えばある荷主出入りの複数の会員事業者で転嫁カルテル・表示カルテルについての要請書を持参する時等に、非会員事業者は含むことができません。この場合、非会員事業者を除いた形で要請書を持参するか、非会員事業者がトラック協会に入会することが必要となります。

◎転嫁カルテルについて

Q 5. 転嫁カルテルの各項目はどのような意味ですか。

(1) 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定

→会員事業者それぞれの運賃等について、運賃等＋消費税5%を提示して請求していますが、これを3%上乗せして運賃等＋8%を収受する旨を業界一丸で、あるいはある荷主に対して出入りする複数の会員事業者で荷主に説明し理解を求めることができます。（要請書面でも可）

(2) 消費税率引上げ後に発売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定

→新規取引、あるいは既存荷主の新しい行先に係る会員事業者それぞれの運賃等について、運賃等＋消費税8%を収受する旨を業界一丸で、あるいはある荷主に対して出入りする複数の会員事業者で荷主に説明し理解を求めることができます。（要請書面でも可）

(3) 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定（処理の方法については、各事業者の判断で行う。※単位：0.1円）

→運賃等に消費税をかけた端数の処理方法について、一定の方針(切上げ、切捨て、四捨五入等)を各事業者がそれぞれ決定し、それを複数の会員事業者で荷主等に申し入れることができます。(要請書面でも可) (ただし、切上げ、切捨て、四捨五入等の処理方法を複数の会員事業者で決定することはできず、個々の事業者が荷主との間で決定することとなります。)

なお、単位：0.1円とは、端数処理により1円単位(例：12,083.3円→12,083円)の整数で価格設定するという意味です。

Q6. 転嫁カルテルを届け出ることにより可能となる具体的な行為はどのようなことがありますか。

→例として、以下のような行為があげられます。

- ①関係荷主団体、荷主企業に対し消費税増税分の転嫁に係る要請文を発出すること。
- ②関係荷主団体、荷主企業を対象とした消費税増税分の転嫁に係るチラシを作成し配布すること。
- ③消費税増税分の転嫁に係る広告を新聞等に掲載すること。
- ④トラック協会の転嫁カルテルの内容について、複数の会員事業者が共同で荷主等に対し説明し理解を求めたり、事前にその内容を打ち合わせたりすること。(運賃や端数処理の方法(※)等の会員事業者がそれぞれ自主的に定める具体的な取引条件自体の話合いは不可)

※トラック協会の届出内容は、端数処理について、単位(0.1円)以外は会員事業者がそれぞれの判断で行うこととされています。

- ⑤トラック協会が、転嫁の状況や端数処理の方法について、事業者から情報収集を行い、客観的な統計処理を行って公表すること。(共通の目安を与えることとならないものに限る。)
- ⑥トラック協会が、消費税増税分の転嫁や端数処理の方法に関する荷主等との交渉の方法に係るセミナー等を行うこと。

◎表示カルテルについて

Q7. 表示カルテルの各項目はどのような意味ですか。

(1) 見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税額を別枠表示するなど消費税についての表示方法に関する様式を作成し、統一的に使用する旨の決定

→消費税を本体価格と分けて請求することを明確化するため、消費税額を別枠表示する様式を作成し、共同で使用することができます。貨物自動車運送事業では多くが企業間取引であり、通常から見積書、納品書、請求書等を消費税別枠表示の様式としている場合が多いため、これを改訂する必要はありませんが、総額表示を採用している複数の会員事業者もこの行為を行うことができます。なお、引き続き総額表示を採用する場合はカルテルに参加しないことも可能です。カルテルに参加する、しないについては、あくまで個々の会員事業者の判断に委ねられます。

(2) 価格交渉を行う際に税抜価格を提示する旨の決定

→価格交渉時に税抜価格を提示することを業界一丸で、あるいはある荷主に対して出入りする複数の会員事業者で荷主に説明し理解を求めることができます。(要請書面でも可) 貨物自動車運送事業では多くが企業間取引であり、これを改訂する必要はありませんが、総額表示を採用している複数の会員事業者もこの行為を行うことができます。なお、引き続き総額表示を採用する場合はカルテルに参加しないことが可能です。カルテルに参加する、しないについては、あくまで個々の会員事業者の判断に委ねられます。

Q 8. 表示カルテルを届け出ることにより可能となる具体的行為はどのようなことがありますか。

→例として、以下のような行為があげられます。

- ①見積書、納品書、請求書、領収書等について、消費税増税分を確実に転嫁するため、消費税額を別枠表示するなどの帳票類の統一様式を作成すること。
- ②トラック協会の表示カルテルの内容について、複数の会員事業者が共同で荷主等に対し説明し理解を求めたり、事前にその内容を打ち合わせたりすること。
- ③トラック協会の表示カルテルの内容として、価格交渉を行う際に税抜価格を提示することが含まれている旨、複数の会員事業者が共同で荷主等に対し説明し理解を求めたり、事前にその内容を打ち合わせたりすること。

◎平成26年4月1日前後の取引に係る適用税率の考え方について

Q 9. 平成26年4月1日前後の取引における適用税率はどのようになりますか。

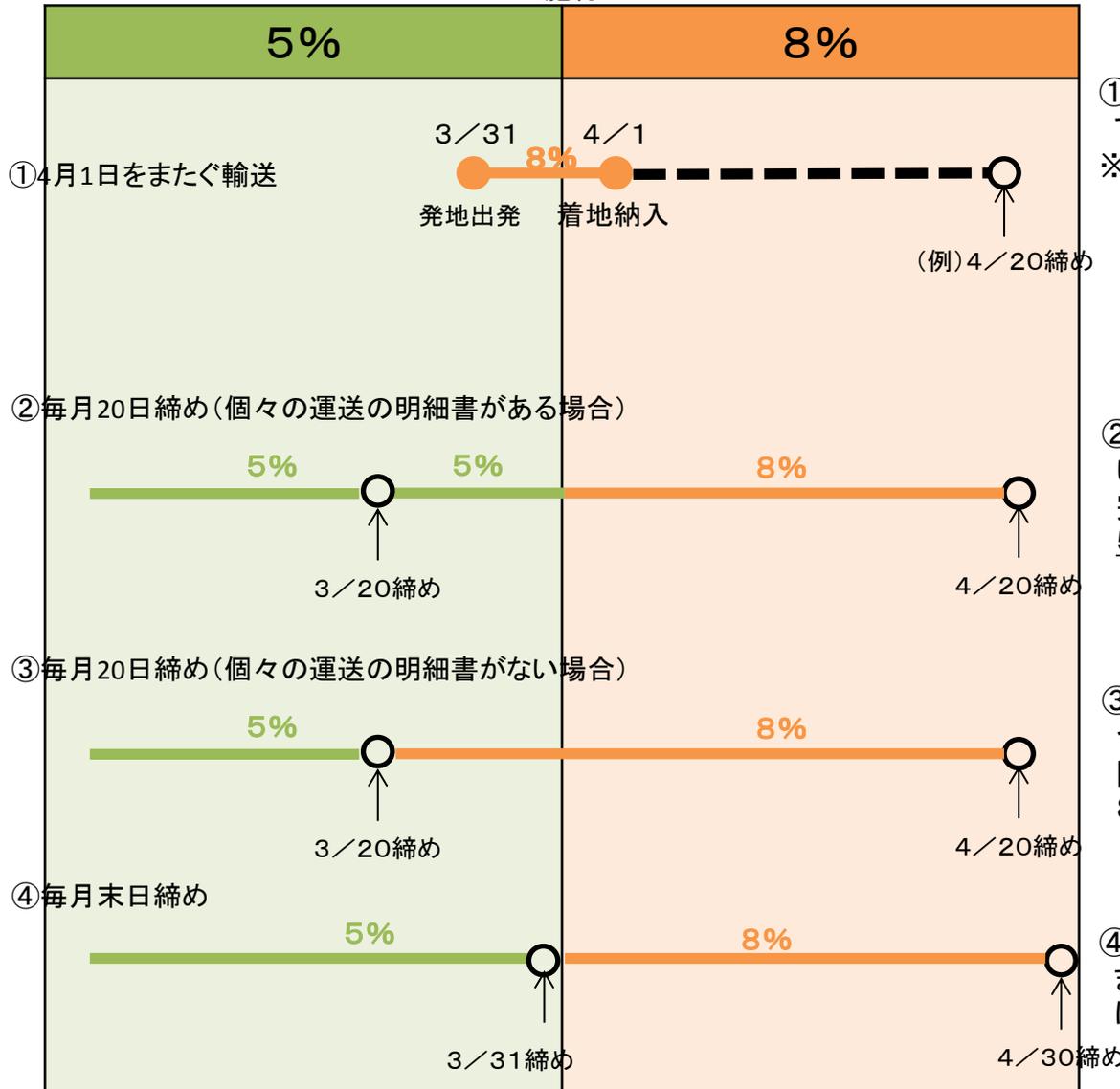
(1) 基本的には、役務の提供の完了(輸送の完了、契約行為の完了)が平成26年4月1日以後になるものは、新税(8%)が適用されます。

(2) ただし、消費税法基本通達における特例(消費税法基本通達9-1-12)の考え方から、運送収入において、郵便・宅配便・引越等、継続して先払いで支払われた日に売上計上していれば、その日を基準とした税率を適用できるため、4月1日をまたがる輸送においても3月中に先払いで収受し売上計上した場合、旧税率が適用できると考えられます。

(3) 継続的な取引における切替時期の適用税率は、別紙事例をご参照下さい。

(4) なお、詳細については個々の事業者の事業形態等により異なるため、顧問税理士、税務署等に確認してください。

平成26年4月1日
8%施行日



① 3月31日に発地出発、4月1日着地納入の輸送で、事後請求の場合は8%になる。
※継続的な取引において、普段は事後請求にもかかわらず、「今回限りの特別措置」として事前請求を行い5%を適用することは認められない。

② 毎月20日締めの場合、また、個々の運送についての明細書等がある場合で、3月中に輸送が完了するものは、3月21日～31日についても5%が適用される。

③ 毎月20日締めの場合であり、個々の運送についての明細書等がない場合は、3月21日以降の役務の提供の完了が4月20日となるため、8%が適用される。

④ 毎月末日締めの場合、3月31日締めの輸送までは5%が適用され、4月30日締めの輸送は8%が適用される。